

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成25年3月19日

県南広域振興局長 田村均次

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社トキワ

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 カルチャーパークあてるい・A 奥州市水沢区佐倉河字東沖ノ目108番地1ほか

ウ 変更しようとする事項 駐車場の収容台数

エ 変更する年月日 平成25年10月26日

オ 変更の理由 敷地内における店舗増設のため

(2) 届出年月日 平成25年2月25日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社トキワ

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 カルチャーパークあてるい・B 奥州市水沢区佐倉河字東沖ノ目78番地1ほか

ウ 変更しようとする事項 駐車場の収容台数

エ 変更する年月日 平成25年10月26日

オ 変更の理由 敷地内における店舗増設のため

(2) 届出年月日 平成25年2月25日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所